

貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領

(13. 3. 26 16. 1. 5 改正)

1. 当社は、株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）が株式等振替制度における総株主通知または総受益者通知にかかる株主等を確定する日において、融資担保株券等にかかる株式に付随する権利を行使するため、必要な処理を行う。

(21. 1. 5 新設)

2. 前項による取扱いの対象とならない融資担保株券等にかかる株式に付随する権利を行使するため、法令および保振機構が定めるところにより当社を実質株主として報告するものとする。

(7. 12. 6 13. 3. 26 13. 7. 1 14. 5. 27 14. 6. 17 16. 1. 5 19. 4. 2 20. 2. 1 20. 4. 1
21. 1. 5 改正)

3. 第1項および第2項の処理または報告のために要する費用は、「権利処理等手数料」として、銘柄毎の総株主通知にかかる株主等を確定する日または実質株主報告を行う日に融資を受けている貸借取引参加者が、その融資担保株券等の数量に応じて負担するものとしその料率は1株につき50銭とする。ただし、金融商品取引所が定める売買単位が100株以外の場合には、料率に100を乗じた額を当該売買単位で除して得た額とする。

(41. 4. 1 50. 6. 30 62. 2. 2 4. 4. 1 7. 12. 6 10. 12. 1 13. 3. 26 13. 7. 1 13. 10. 1
13. 11. 1 14. 5. 27 15. 1. 14 16. 1. 5 16. 4. 19 16. 10. 1 16. 12. 13 18. 5. 1 19. 4. 2
19. 9. 30 20. 2. 1 20. 4. 1 21. 1. 5 2019. 9. 26 改正)

4. 前項の規定にかかわらず、平成13年10月1日以降に行われた株式の分割、株式無償割当て、株式の併合または単元株式数の変更（金融商品取引所に上場（日本証券業協会が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）による改正前の証券取引法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。）される前に行われたものおよび外国株券および預託証券にかかる株式について行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された分割比率（株式の分割において、分割後の発行済株式の総数を分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。）、割当比率（株式無償割当てにおいて、割当て後の発行済株式数の総数を割当て前の発行済株式数の総数で除して得た数をいう。）、併合比率（株式の併合において、併合後の発行済株式の総数を併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。）または単元株式数の変更比率（単元株式数の変更において、変更前の単元株式数を変更後の単元株式数で除して得た数をいう。）をそれぞれ乗じて得た数（以下「分割等による調整率」という。）が10以上となった株券にかかる権利処理等手数料の料率は、前項に定める料率に、10を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額とする。

(16. 8. 1 新設 17. 10. 1 18. 5. 1 19. 4. 2 19. 9. 30 改正)

5. 第1項の規定は優先出資証券、受益証券、投資証券および受益証券発行信託の受益証券に、第2項の規定は外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券に、第3項の規定はこれら全ての有価証券について準用し、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。

(20. 4. 1 新設 20. 12. 8 21. 1. 5 22. 4. 19 23. 4. 14 25. 7. 16 28. 6. 1 改正)

6. 第3項および第5項の規定にかかわらず、つぎに掲げる有価証券の権利処理等手数料の料率は、第3項に定める料率に10分の1を乗じて得た額とする。

- (1) 受益証券（不動産投資信託証券および内国インフラファンドを除く。）
- (2) 投資証券（不動産投資信託証券および内国インフラファンドを除く。）
- (3) 外国投資信託受益証券（外国インフラファンドを除く。）
- (4) 外国投資証券（外国インフラファンドおよびカンントリーファンドを除く。）
- (5) 受益証券発行信託の受益証券（受託有価証券が外国株券または外国インフラファンドであるものを除く。）
- (6) 外国受益証券発行信託の受益証券

(28. 6. 1 新設)

7. 第3項、第4項および第6項に基づき算出する権利処理等手数料の料率は、前月末時点の貸借値段に対する割合が0.5%を超えない範囲で設定するものとし、超える場合はこれを引下げる。

(29. 6. 27 新設 2019. 9. 26 改正)

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 20 年 12 月 8 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 22 年 4 月 19 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 23 年 4 月 14 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 25 年 7 月 16 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

付 則

この改正規定は、平成 29 年 6 月 27 日から実施する。

付 則

この改正規定は、2019 年 9 月 26 日から実施する。